

## 下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

宮若都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第9条

項 目	猶予期間	猶予額	備 考
1 裁判上の係争中の土地	判決確定まで	全 額	土地所有者、賃借権等について争っている土地
2 災害、盗難、その他の事故等により納付が困難なとき	2年以内の期間	市長が認める額	
3 田、畑、山林、原野、池沼その他これに準じる土地	5 年	全 額	住宅用地等、他の目的に転用するまでの間、5年ごとに更新することができる
4 自ら所有する土地で、専ら自己の居住の用に供する1区画1戸の住宅で、かつ、その面積が500平方メートルを超えている場合は500平方メートルを超える部分に相当する面積	5 年	全 額	5年ごとに更新することができる
5 事業所及び商業施設等において、建物敷地面積以外の空地部分に相当する面積	5 年	全 額	5年ごとに更新することができる
6 その他、特に市長が徴収猶予をする必要があると認めるとき	市長が認定する期間	市長が認める額	